

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
空調設備保守点検		FS-Z210012	
		作成	令和5年4月1日
		変更	令和6年4月19日
		作成部隊等名	富士学校管理部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士駐屯地において実施する空調設備保守点検について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002の1.2及び建築保全業務共通仕様書 最新版による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書  
 GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書  
 建築保全業務共通仕様書 令和5年度版

## 2 保守点検に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

本修理は、本仕様書によるほか陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書GLT-CG-Z000001及び陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書GLT-CG-Z500002に基づくほか次の標準仕様書等（以下「仕様書等」という。）に基づき実施するものとする。また、仕様書等に記載なき事項で、メーカー仕様による事項は、それに従うものとする。

a) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」

b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修「建築保全業務報告作成の手引き（最新版）」

### 2.2 点検、整備等の種類

点検、整備等の種類については、調達要領指定書により指定する。

### 2.3 点検、整備品

点検、整備品の機種名、建物番号等は、調達要領指定書により指定する。

### 2.4 点検項目、内容、周期

点検項目、内容、周期については、調達要領指定書により指定する。

### 2.5 場所

静岡県駿東郡小山町481-27 陸上自衛隊富士学校内

### 2.6 実施予定日等

実施予定日等については、調達要領指定書によって指定する。

### 3 監督・検査

- a) 請負業者は、作業を実施するに当たり、官側の指示に従うものとする。
- b) 役務が完了した場合は、役務完了届を提出し、検査官の検査を受ける。

### 4 秘密保全

請負業者は、GLT-CG-Z500002の簡条6による秘密保全等の取扱いに万全の注意を払わなければならない。

### 5 その他の指示

#### 5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

#### 5.2 仮設電力及び消耗品等

本役務において使用する電気水道等、工具、清掃道具、消耗品等は、請負業者が準備すること。

#### 5.3 仕様書等に関する疑義

請負業者は、図面・仕様書との内容に相違がある場合や、明示のない場合、又は、疑いを生じた場合は、監督官と協議するものとする。

#### 5.4 その他

- a) 振動発生作業など施設機能に影響を与える作業を実施する場合は、事前に監督官と十分に協議し実施すること。
- b) 一日の作業終了後は、工具及び材料等の整理整頓及び実施場所の清掃を実施すると共に当該作業で発生した廃材等の発生材料は、官側と調整し、金属類は官側に調書と共に引継ぐこと。
- c) 請負業者は、現場監督者を指名し、関係法令に従って工程管理及び役務に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に火災、盗難、その他災害の防止に十分な注意を払う。又、役務実施場所においては、常に整理整頓に心がけ、危険箇所の点検を行う等事故防止に努め、官側の指定した場所以外に立ち入らないこと。
- d) 請負業者は、施設及び物品に損傷を与えないように必要な養生を施すものとする。やむを得ず施設及び物品に損傷を与えた場合はすみやかに官側に報告するとともにこの責任で現状に復旧する。この場合における復旧費用並びにその被害による損害補償は契約相手方の負担において行う。
- e) 安全管理について万全を期するものとする。

<b>調達要領指定書</b>	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	4KS81A50025
	調達要求年月日	令和 6年 4月 24日
	作成部課	富士学校管理部 営繕課
	作成年月日	令和 6年 4月 24日
品名	289号建物ほか蒸気型吸収式冷凍機保守点検	
仕様書番号	FS-Z210012	

**指定事項**

**2.2 点検、整備等の種類**

289号建物ほか蒸気式型吸収式冷凍機保守点検 1ST

**2.3 点検、整備品**

建物番号	種類	数量	メーカー・機種番号	冷凍能力
289号	吸収式冷凍機	1台	ダイキン製 ADSN12A	422kW
	冷却塔	1台	空研工業製 SKB115PGR	575kW
296号	吸収式冷凍機	1台	ダイキン製 ADSN18A	522kW
	冷却塔	1台	空研工業製 SKB150PGR	960kW
16号	吸収式冷凍機	1台	ダイキン製 ADSN15B	366kW
	冷却塔	1台	空研工業製 SKB115PGR	575kW

**2.4 点検項目、内容、周期**

**a) 吸収式冷凍機**

点検項目	点検内容	周期
1 基礎・固定部	① き裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	IN、OFF IN、OFF
2 外観状況 (1) 本体 (2) 保温材・保冷材	腐食、変形、破損等の有無を点検する。 損傷及び脱落の有無を点検する。	IN、OFF IN、OFF
3 付属品 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることを確認する。 ② 取付け部等の漏れの有無を点検する。 ③ 汚れ及び損傷の有無を点検する。	IN、OFF IN、OFF IN、OFF
4 気密確認	機内圧力が規定値以内であることを確認する。	IN
5 電気系統 (1) 操作回路・電動機回路（密閉ポンプ、抽気ポンプ） (2) 端子 (3) タイマー (4) サーマルリレー (5) 電極棒 (6) 操作盤 (7) 接地	絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ※30V未満の回路は除く。 緩み、変色及び破損の有無を点検する。 起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することを点検する。 キャンドポンプ及び抽気ポンプ用サーマルリレーの規定値を点検する。 ① 電極棒の機能を点検する。 ② 必要に応じて電極棒を抜き取り、き裂又は折損の有無を点検する。 盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無を点検する。 ① 断線及び緩みの有無を点検する。 ② 接地抵抗を測定し、その良否を点検する。	IN、OFF IN、OFF IN IN IN IN IN IN

点検項目	点検内容	周期
6 保安装置		
(1) 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することを点検する。 ※実作動が困難な場合は類似回路とすることができる。	IN
(2) インターロック	作動の良否を点検する。	IN
7 蒸気圧力調整弁		
	① リンク装置の緩みの有無を点検する。	IN
	② 実作動及び類似回路により作動させ、その良否を点検する。	IN
8 冷水及び冷却水系統		
	① 弁の開閉の良否を点検する。	IN
	② 冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないことを点検する。	IN
9 運転調整		
(1) 音・振動	異常のないことを確認する。	IN
(2) 電圧・電流	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを点検する。	IN
	② 運転電流が規定値以下にあることを点検する。	IN
(3) 電動機	電動機の回転方向が正しいことを点検する。	IN
(4) 自動制御	蒸気調整弁が設定温度で段階的に作動することを点検する。	IN
(5) 熱源	① 供給蒸気の1次圧力が規定の許容範囲内にあることを点検する。	IN
	② 非通電時に、蒸気制御弁にリークがないことを点検する。	IN
(6) 熱交換器	① 冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることを点検する。	IN
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検する。	IN
10 真空気密		
(1) 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことを点検する。	IN、OFF
	② ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。	IN、OFF
(2) 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを点検する。	IN、OFF
(3) パラジウムセルユニット	パラジウムセル部の燃損及び劣化度を点検する。	IN、OFF
(4) リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを点検する。	IN、OFF
(5) 真空引き	抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力まで抽気する。	IN
11 冷媒及び吸収剤		
	① 攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることを点検する。	IN
	② 溶液に汚れのないことを点検する。	IN
12 熱交換器		
	① 伝熱管のスケール付着の有無を点検する。	OFF
	② 伝熱管の腐食の有無を点検する。	OFF
	③ 水室の汚れ及び腐食の有無を点検する。	IN

点検項目	点検内容	周期
13 保存		
(1) 真空系統	機内真空部を所定の圧力まで下げ窒素ガスを封入して大気圧力以上に加圧し、保存する。	OFF
(2) 冷却及びび冷却水系等	満水又は乾燥のうえ保存する。満水保存の場合は、さび止め剤を規定の濃度まで注入する。	OFF
(3) 溶液希釈	冷媒液はすべて溶液に混入させ、希釈されていることを点検する。	OFF

b) 冷却塔

点検項目	点検内容	周期
1 基礎・固定部	① き裂、沈下等の有無を点検する。 ② 基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検する。 ③ 防振装置の損傷等の有無を点検する。 ④ 防振ストッパーの緩み及び劣化の有無を点検する。	IN IN IN IN
2 外観の状況		
(1) 本体	損傷、変形及び汚れの有無を点検する。	IN、OFF
(2) 散水装置	① 損傷、変形、さびの汚れの有無を点検する。 ② 散水穴の目詰まりの有無を点検する。 ③ 散水管の回転が円滑であることを点検する。	IN、OFF IN、OFF IN、OFF
(3) エリミネーター	損傷、変形及び汚れの有無を点検する。	IN、OFF
(4) ルーパー	損傷、変形及び汚れの有無を点検する。	IN、OFF
(5) 充填材	① スケール等の付着の有無を点検する。 ② 目詰まりの有無を点検する。 ③ 座屈、変形等の有無を点検する。	IN、OFF IN、OFF IN、OFF
(6) 架台	① 損傷、変形の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び組立てボルトの緩みの有無を点検する。	IN、OFF IN、OFF
(7) 梯子・点検扉	損傷、変形、腐食等の有無を点検する。	IN、OFF
3 水槽		
(1) 本体	① 内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。 ② 水漏れの有無を点検する。 ③ 水位が規定の位置にあることを点検する。	IN、OFF IN、OFF IN
(2) 給水装置	ボールタップ等が確実に作動することを点検する。	IN、OFF
(3) ストレーナー	目詰まり、損傷等の有無を点検する。	IN、OFF
(4) フレキシブルジョイント	接続部の緩み、腐食等の有無を点検する。	IN、OFF
4 送風機		
(1) 羽根車	① 損傷、腐食、汚れ等の有無を点検する。 ② 回転に支障のないことを点検する。	IN、OFF IN、OFF
(2) ファンケーシング	損傷、腐食等の有無を点検する。	IN、OFF
(3) 軸受	① 軸が円滑に回転することを点検する。 ② 油量の適否を点検する。	IN、OFF IN
(4) 電動機	① 損傷、腐食等の有無を点検する。 ② 円滑に回転することを点検する。 ③ 絶縁抵抗値を測定し、その良否を点検する。	IN IN、OFF IN
(5) ベルト	① 張り具合の適否を点検する。 ② 損傷及び摩擦の有無を点検する。	IN、OFF IN、OFF

点検項目	点検内容	周期
5 運転調整	① 電動機の回転方向が正しいことを点検する。 ② 異常音及び異常振動のないことを点検する。 ③ 電源電圧の移動が規定値内にあることを点検する。 ④ 運転電流が定格値以下にあることを点検する。 ⑤ 散水管の回転数が許容範囲内にあることを点検する。 ⑥ 散水が均一に分散していることを点検する。 ⑦ 水槽の水位が運転前及び運転状態が適正であることを点検する。	IN IN IN IN IN IN IN
6 シーズンオフ時の保存	器内の水を確実に抜いたうえ保存する。	OFF

c) 共通

1 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
2 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
3 ボルト、ねじ当で緩みがある場合の増締め
4 次に示す消耗部品の交換又は補充
① 潤滑油、グリス、充填油等
② ランプ類、ヒューズ類
③ パッキン、ガスケット、Oリング類
④ 精製水
5 接触部分、回転部分等への注油
6 軽微な損傷がある部分の補修
7 塗装（タッチペイント）

2.5 実施予定日等

実施予定日等は下記を基準とし、細部は監督官との調整による。

- a) IN点検 契約日 ~ 令和6年6月3日（月）
- b) OFF点検 監督官との協議により規定する日～令和6年10月31日（木）
- c) IN点検報告期限 令和6年6月28日（金）
- d) OFF点検報告期限 令和6年11月29日（金）
- e) 本工期は、作業期間中の土曜日、日曜日及び祝日を作業不能日として見込んでいる。
- f) 本点検の作業時間は、（8時30分）～（17時00分）とする。  
ただし、これを越える時間については、監督官と協議するものとする。

4 提出書類

- a) 契約締結後、監督官と協議して作業工程表を作成し、監督官に提出する。
- b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の建築保全業務報告作成の手引き（最新版）に基づき点検結果報告書を提出すること。
- c) 本役務において作業点検前、点検中、点検後その他監督官の指示する箇所を撮影し、A-4紙に整理して提出すること。
- d) 不良箇所が判明した場合は、監督官へ報告するとともに、見積書を作成して提出すること。
- e) その他提出書類については監督官の指示に従い提出するものとする。